

# 平成30年度第1回徳島県奨学金審査委員会会議録

- 1 日時  
平成30年8月17日（金）午前10時00分から
- 2 場所  
県庁9階 教育委員室
- 3 出席者  
(1) 委員 6名出席（1名欠席）  
(2) 事務局 学校教育課長 ほか4名
- 4 会議次第  
(1) 開会あいさつ  
(2) 自己紹介  
(3) 奨学金貸与制度等について  
(4) 議事  
決定事項  
I. 平成31年度徳島県奨学生の選考基準について  
II. 徳島県奨学金の返還免除について  
(5) 閉会あいさつ
- 5 会議概要  
(1) 開会あいさつ（学校教育課長）  
  
(2) 自己紹介  
(各委員，事務局自己紹介)  
  
(3) 奨学金貸与制度等について  
(事務局) 以下について説明  
I. 徳島県奨学金貸与制度の概要  
II. 徳島県奨学金制度の沿革  
III. 平成30年度新規貸与状況  
・貸与者決定者数の変動について  
(委員) 奨学金の貸与決定者が減少している理由をお教えてください。  
(事務局) 平成26年度より開始された奨学のための給付金により，一部の世帯に限られるが授業料以外の教育費についても負担軽減がなされるようになったからと思われ  
ます。  
・保証人の要件について  
(委員) 保証人の要件はどういったものでしょうか。  
(事務局) 徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第2項において，成年者で独立の生計  
を営む者と規定されております。また，取扱いとして，連帯保証人は原則保護者であ  
り，生活保護受給者でないこと，保証人は連帯保証人と別生計の者であること，そし  
てともに申請時点の年齢が20歳以上65歳未満としております。  
  
IV. 選考基準（案）等  
  
(4) 議事  
I. 平成30年度徳島県奨学生の選考基準について  
(事務局) 詳細説明（昨年度から収入基準に変更なし，特別控除額の一部変更）  
(委員長) ただ今事務局案が出されましたが，御意見，御質問等も含め，御審議を願  
いします。

・特別控除について

(委員) 特別控除は収入だけでなく、家庭の状況を反映できるいい方法だと思います。

(委員) 特別控除にある「主たる生計者が別居している世帯」とは、本来世帯も生計も同一である、たとえば父が単身赴任のため別居しているような世帯を指しますか。

(事務局) 御推察の通りです。

(委員) 別居しているが離婚は成立していないような場合は、同一世帯とみなさず総所得には含めないのでしょうか。また、住民票上では同一世帯である場合、その認定はどのように行いますか。

(事務局) 先生に実態の聞き取りをしていただき、申立書の提出により認定しています。必ず住民票に記載の全員分の所得証明書を提出することとはしていません。

(委員) 特別控除にある「障害のある人」「長期療養を要する人」はどのように認定していますか。また、障害の等級は問わないのでしょうか。

(事務局) 障害者手帳の写しの提出を依頼しています。障害の等級については問いません。

(委員) 小学生の子が障害を持っている場合、まだ障害者手帳を有していないこともあるようなので、その場合の対応も検討をお願いします。また長期療養にあたる期間も明示してほしいです。

・所得要件の表記について

(委員) 決定基準にある所得要件を満たさない場合貸与を受けられないのであれば、「認定所得が所得基準額以内であること」は選考要件であり、決定基準にあたるのは充足率だけではないでしょうか。表記を改めるべきかと思います。

・保証人について

(委員) 毎年同じ指摘となり恐縮ですが、保証人特に第三者保証人について、懸念があります。法的に問題ではないかという風潮があり、民間では第三者保証人をとらない流れになっています。そのような中で、現状の取扱いで本当に保証債務を求められるのでしょうか。また、単純な疑問なのですが、連帯保証人と保証人の違いはどのようなものなのでしょうか。

(委員) 連帯保証人は主債務者とはほぼ同じで、主債務者が払えない場合は連帯保証人への請求ができます。対して、連帯のつかない保証人は、主債務者や連帯保証人に払う能力がないと証明できて初めて請求が可能になります。保証人への保証債務の請求はその証明というハードルもあって、回収という意味では弱いと思います。奨学金という性質上、「保証人を頼まれたがどうしよう」という相談を受けたことがありますし、社会から孤立し助けを受けられず貧困に陥っているような世帯こそ、保証人を見つけれない現実があります。第三者保証人を必ず求めるという制度は、頼む側も頼まれる側にも負担が大きく、また、親の信用がないが故に子が奨学金を受けられないという問題もあるかと思います。

(委員) 最終的には法的措置をとるとしている以上、保証人制度をはじめ見直すべきところは見直し、こちらに落ち度がないようにしておく必要があると思います。

(事務局) 昨年度報告のデータではありますが、全国の都道府県の奨学金において、連帯保証人2人を求めているところが43%、連帯保証人1人と保証人1人を求めているところが30%の計73%が2人の人的保証を求めている状況の中ですので、どのように見直すか、変更できるかというのは難しいところではあります。しかし、実際に動けるかどうかの部分がありますので、今後検討は進めさせていただきたいと思います。

(委員) 現状の制度の中でも、保証人の意思確認をどのようにとり、齟齬がないようにして行くかは、実際に請求するかどうかは別にもしっかり検討してください。

(委員) 連帯保証人と保証人が見つからない場合、絶対に貸与を受けられないというのは、本当に困窮されてる方にとって非常に厳しいと感じます。

(事務局) 奨学金の貸付金を回収してまた奨学金にあてるというサイクルの中で、未収金が増えている状況にあります。未収金が増えると回すお金が減ってしまうというネックがあるので、保証人をいれることなくどこまでできるのかという、非常に難しい部分もございます。

(委員長) 御意見も出尽くしたようですので、平成31年度徳島県奨学生の選考基準につきまして、事務局案のとおり決定してよろしいか。

(委員) 異議なし

(委員長) ありがとうございました。平成30年度徳島県奨学生を選考基準については、決定いたしました。

## II. 徳島県奨学金の返還免除について

(事務局) 詳細説明(1名死亡による免除)

(委員長) ただ今事務局案が出されましたが、御意見、御質問等も含め、御審議をお願いします。特に御意見がないようですので、徳島県奨学金の返還免除につきまして、事務局案のとおり決定してよろしいか。

(委員) 異議なし

(委員長) ありがとうございました。徳島県奨学金の返還免除について、決定いたしました。以上をもちまして、皆様の御協力により、全ての議事を終了いたしました。ありがとうございました。

(5) 閉会あいさつ(学校教育課長)